

Ⅶ 参 考 事 項

- 1 税務機構等に関すること
 - (1) 税務職員の配置状況
 - (2) 税務事務分掌
 - (3) 税務職員数年度別比較
 - (4) 税務経験年数
 - (5) 税務職員年齢別
- 2 市税徴収に要する経費
- 3 税率の変遷
- 4 市民税（個人）所得控除額等の推移
- 5 令和４年度県下40市の市税決算状況



1 税務機構等に関すること

(1) 税務職員の配置状況

(令和6年4月1日現在)

課名	係名	計	理事	次長	課長	主幹	課長 補佐	副主 幹	係長	主査	主任	主事	主事 補	参与
税制課	税制課	1			1									
	庶務係	5					1			2	2			
	税制調査係	5							1	1	2	1		
	小計	11	0	0	1	0	1	0	1	3	4	1	0	0
特別債権回収課	特別債権回収課	1		1										
	公債権係	8					1				3	4		
	小計	9	0	1	0	0	1	0	0	0	3	4	0	0
納税課	納税課	2	1			1								
	納税対策係	9					1			2	2	3	1	
	納税第1係	10							1		2	5	2	
	納税第2係	11							1		3	4	3	
	納税第3係	10					1			1	5	3		
	小計	42	1	0	0	1	2	0	2	3	12	15	6	0
市民税課	市民税課	1		1										
	諸税係	9					1				4	4		
	市民税第1係	5					1			1	1	2		
	市民税第2係	9							1	1	3	3	1	
	市民税第3係	8					1				2	3	2	
	市民税第4係	10					1			1	2	3	3	
	小計	42	0	1	0	0	4	0	1	3	12	15	6	0
固定資産税課	固定資産税課	1		1										
	償却資産係	5							1		1	3		
	家屋第1係	7					1				3	2	1	
	家屋第2係	12					1			1	6	3	1	
	土地第1係	7					1			2	3		1	
	土地第2係	7					1				3	1	2	
	小計	39	0	1	0	0	4	0	1	3	16	9	5	0
合 計		143	1	3	1	1	12	0	5	12	47	44	17	0

※税務職員数には部長及び県派遣職員を含まず。以下(3),(4),(5)同じ。

(2) 税務事務分掌

部名	課 名	係 名	事務分掌
理 財 			

(3) 税務職員数年度別比較

(各年4月1日現在)

区分 \ 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
	人	人	人	人	人	人
市職員数	4,636	4,661	4,744	4,775	4,785	4,824
市長部局職員数 (A)	2,465	2,482	2,518	2,541	2,571	2,580
税務職員数 (B)	147	144	146	143	146	143
(B)／(A)	6.0%	5.8%	5.8%	5.6%	5.7%	5.5%

(4) 税務経験年数

(令和6年4月1日現在)

課名 \ 年数	1年 未満	3年 未満	5年 未満	10年 未満	15年 未満	20年 未満	20年 以上	計	平均 年数
	人	人	人	人	人	人	人	人	年
税制課	1	3	2	4	1			11	4.7
特別債権回収課			5	3	1			9	5.2
納税課	11	12	6	10	3			42	3.5
市民税課	10	11	11	7	3			42	3.3
固定資産税課	7	10	13	5	1	3	0	39	3.9
計	29	36	37	29	9	3	0	143	3.8

(5) 税務職員年齢別

(令和6年4月1日現在)

課名 \ 年齢	25歳 未満	30歳 未満	35歳 未満	40歳 未満	45歳 未満	50歳 未満	50歳 以上	計	平均 年齢
	人	人	人	人	人	人	人	人	歳
税制課		1	2	1	1	4	2	11	42.2
特別債権回収課		3	2	2	1		1	9	35.2
納税課	6	8	11	8	3	4	2	42	34.0
市民税課	6	11	8	7	4		6	42	34.3
固定資産税課	5	7	7	12	2	2	4	39	35.4
計	17	30	30	30	11	10	15	143	35.2

2 市税徴収に要する経費

区分		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込)
税収入額		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	1 市税		98,362,445	97,533,185	100,945,458	102,540,591	101,544,475
	2 個人県民税		27,212,652	26,944,011	27,906,628	28,245,924	26,377,745
	3 合計		125,575,097	124,477,196	128,852,086	130,786,515	127,922,220
徴 税 費	人 件 費	4 基本給	483,430	484,465	489,574	496,471	540,041
		5 諸手当	364,497	356,503	335,328	356,988	382,625
		6 報酬	56,066	55,709	56,565	59,481	62,735
		7 その他(共済 組合負担金 等含む)	181,255	186,335	184,006	188,500	209,416
		8 小計	1,085,248	1,083,012	1,065,473	1,101,440	1,194,817
	需 用 費	9 旅費	277	438	405	457	1,045
		10 賃金	0	0	0	0	0
		11 その他	510,168	694,122	632,283	546,497	705,317
		12 小計	510,445	694,560	632,688	546,954	706,362
	に 類 す る 経 費	13 前納報奨金	0	0	0	0	0
		14 納税貯蓄組 合補助金	0	0	0	0	0
		15 納税奨励金	0	0	0	0	0
		16 その他	0	0	0	0	0
		17 小計	0	0	0	0	0
	18 その他		335,112	367,529	313,887	314,850	358,400
	19 小計		1,930,805	2,145,101	2,012,048	1,963,244	2,259,579
県民税徴収 取扱費	20 納税義務者数 を基準にした 金額		964,678	965,356	975,719	983,328	981,600
	21 報奨金の額に相 当する金額等		50,207	58,373	65,769	66,312	53,000
	22 合計		1,014,885	1,023,729	1,041,488	1,049,640	1,034,600
市税徴収にかか る経費	23 19-22		915,920	1,121,372	970,560	913,604	1,224,979
税収額に対する 徴税費の割合	24 19/3		1.54%	1.72%	1.56%	1.50%	1.77%
	25 23/1		0.93%	1.15%	0.96%	0.89%	1.21%
徴税職員数	総務関係		11	11	11	14	14
	課税関係		77	77	77	82	80
	徴収関係		56	56	63	61	60
	26 合計		144	144	151	157	154
職員 1 人当り人件費 8/26			7,536	7,521	7,056	7,016	7,759

(「課税状況等の調」より)

3 税率の変遷

税目		年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度
市 民 税	個人	均等割(円)	3,500	同 左
		所得割	6%	同 左
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用 又は 資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下 50,000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超 120,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下 130,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超 150,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000 (平成20年4月1日以後終了事業年度から)	同 左
		法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上 12.1% 上記以外 9.7% (平成26年10月1日以後開始事業年度から)	同 左
固定資産税		1.4% 〔 免税点 土地30万円 家屋20万円 償却資産 150万円 〕	同 左	
軽自動車税 (円)		○原付自転車 50cc以下 1,000 50cc超90cc以下 1,200 90cc超125cc以下 1,600 ミニカー 2,500 ○小型特殊 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪小型自動車 4,000 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 四輪以上 乗〔営業用 5,500 用〔自家用 7,200 貨〔営業用 3,000 物〔自家用 4,000 雪上車 2,400	○原付自転車 50cc以下 1,000 50cc超90cc以下 1,200 90cc超125cc以下 1,600 ミニカー 2,500 ○小型特殊 農耕作業用 1,600 その他 4,700 ○二輪小型自動車 4,000 ○軽自動車 二輪 2,400 三輪 3,100 (3,900) 四輪以上 乗〔営業用 5,500 (6,900) 用〔自家用 7,200 (10,800) 貨〔営業用 3,000 (3,800) 物〔自家用 4,000 (5,000) 雪上車 2,400 ※三輪以上の軽自動車に係る()内の税額は、平成27年4月1 日以降に最初の新規検査を受けるものから適用	
市たばこ税		(平成 2 5 年 4 月 1 日以降) 1,000本につき 5,262円 旧 3 級品 1,000本につき 2,495円	同 左	
特別土地保有税		1.4% (保有分) 3% (取得分) H15.4.1からは 新たな課税停止	同 左	
入湯税		鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし	同 左	
事業所税		資産割 事業所床面積 1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%	同 左	
都市計画税		0.3%	同 左	

平成28・29年度	平成30年度
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
○原付自転車 50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700 ○小型特殊 農耕作業用 2,400 その他 5,900 ○二輪小型自動車 6,000 ※三輪以上の軽自動車に係る()内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用	○軽自動車 二輪 3,600 三輪 3,100(3,900) 四輪以上 乗 営業用 5,500(6,900) 用 自家用 7,200(10,800) 貨 営業用 3,000(3,800) 物 自家用 4,000(5,000) 雪上車 3,600 (平成28年4月1日以降) 1,000本につき 5,262円 旧 3級品 (H28.4.1以降) 1,000本につき 2,925円 (H29.4.1以降) 1,000本につき 3,355円
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左

税率の変遷(続き)

年度		令和元年度		令和2年度	
税目					
市 民 税	個人	均等割(円)	3,500	同	左
		所得割	6%	同	左
	法人	均等割(円)	○公益法人等や収益事業を行う人格のない社団等など 地方税法において最低税率を適用 又は 資本金等の額 1千万円以下 従業者50人以下 50,000 ○資本金等の額 1千万円以下 従業者50人超 120,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人以下 130,000 ○資本金等の額 1千万円超 1億円以下 従業者50人超 150,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人以下 160,000 ○資本金等の額 1億円超10億円以下 従業者50人超 400,000 ○資本金等の額10億円超 従業者50人以下 410,000 ○資本金等の額10億円超50億円以下 従業者50人超 1,750,000 ○資本金等の額50億円超 従業者50人超 3,000,000 (平成20年4月1日以後終了事業年度から)	同	左
		法人税割	資本金等の額 1億円以上又は 法人税額 1千万円以上 8.4% 上記以外 6.0% (令和元年10月1日以後開始事業年度から)	同	左
固定資産税		1.4% 〔 免税点 土地30万円 家屋20万円 〕 償却資産 150万円	同	左	
軽自動車税 (円)		○原付自転車 50cc以下 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700 ○小型特殊 農耕作業用 2,400 その他 5,900 ○二輪小型自動車 6,000 ※三輪以上の軽自動車に係る()内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用	○軽自動車 二輪 3,600 三輪 3,100 (3,900) 四輪以上 乗〔営業用 5,500 (6,900) 用〔自家用 7,200 (10,800) 貨〔営業用 3,000 (3,800) 物〔自家用 4,000 (5,000) 雪上車 3,600	同	左
市たばこ税		(令和元年10月1日以降) 1,000本につき 5,692円 旧 3級品 1,000本につき 5,692円	(令和2年10月1日以降) 1,000本につき 6,122円		
特別土地保有税		1.4% (保有分) 3% (取得分) H15.4.1からは 新たな課税停止	同	左	
入湯税		鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日150円 課税対象となる鉱泉浴場はなし	同	左	
事業所税		資産割 事業所床面積 1㎡につき600円 従業者割 従業者給与総額の0.25%	同	左	
都市計画税		0.3%	同	左	

令和3・4・5年度	令和6年度
同 左	3,000
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	○原付自転車 50cc以下(特定原付含む) 2,000 50cc超90cc以下 2,000 90cc超125cc以下 2,400 ミニカー 3,700 ○小型特殊 農耕作業用 2,400 その他 5,900 ○二輪小型自動車 6,000 ○軽自動車 二輪 3,600 三輪 3,100(3,900) 四輪以上 乗 〔営業用 5,500(6,900) 用 〔自家用 7,200(10,800) 貨 〔営業用 3,000(3,800) 物 〔自家用 4,000(5,000) 雪上車 3,600 ※三輪以上の軽自動車に係る()内の税額は、平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けるものから適用
(令和3年10月1日以降) 1,000本につき 6,552円	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左
同 左	同 左

4 市民税（個人）所得控除額等の推移

年度			平成 2 1 ・ 2 2 ・ 2 3 年度	平成 2 4 年度
区分				
所得金額	給与所得控除		(1) 1,800,000円以下 収入金額×40% (最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+1,200,000円 (5) 1,000万円を超える場合 収入金額× 5%+1,700,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表 5 から算出	同 左
		専従者控除	(青色) 適正な給与の支給額	同 左
		(白色)	配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同 左
所得控除	雑損		差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円 =B A、Bのうちいずれが多いほうの金額	同 左
	医療費		医療費の額－補てん額－ $\left\{ \begin{array}{l} \text{総所得金額等} \times 5\% \text{か} \\ 10 \text{万円のいずれか} \\ \text{少ない金額} \end{array} \right.$ (限度額200万円)	同 左
	社会保険料		支払った保険料の額	同 左
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の額	同 左
	生命保険料		一般の生命保険料、個人年金保険料 それぞれについて (1) 15,000円以下： 全額 (2) 15,000円を超え、40,000円以下： 支払保険料×1/2 + 7,500円 (3) 40,000円を超え、70,000円以下： 支払保険料×1/4 + 17,500円 (4) 70,000円超： 35,000円	同 左
	地震（損害）保険料		損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度（H18.12.31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度）	同 左
	寡婦（夫）・勤労学生		一般寡婦・寡夫・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円	同 左
	障害者		普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円	普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円
	配偶者		老人配偶者 330,000円 380,000円 同居特別障害者の配偶者 560,000円 同居特別障害者の老人配偶者 610,000円 配偶者特別控除 330,000円（最高）	同居特別障害者の配偶者の加算額（23万円）の 配偶者控除から障害者控除への振替 330,000円 老人配偶者 380,000円 配偶者特別控除 330,000円（最高）
	扶養		特定扶養親族 330,000円 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円 同居特別障害 560,000円 同居特別障害特定扶養 680,000円 同居特別障害老人扶養 610,000円 同居特別障害同居老親等 680,000円	16歳未満の年少扶養控除の廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分 （12万円）の廃止 同居特別障害者扶養の加算額（23万円）の扶養 控除から障害者控除への振替 330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円
	基礎		330,000円	同 左
参考	障未寡の非課税の範囲		合計所得金額125万円以下	同 左
	非課税限度額	均等割 (法 295条第3項)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円	同 左
		所得割 (法附則第3条の3)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円	同 左
	寄附金（H21より所得控除から税額控除に変更）		総所得金額等の合計額の30%以下、適用下限額 5,000円 所得割額 1 割内の特例控除（ふるさと納税）	適用下限額2,000円

市民税（個人）所得控除額等の推移（続き）

年度			平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
区分				
所得金額	給与所得控除		(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+ 1,200,000円 (5) 1,000万円を超え1,200万円以下 収入金額× 5%+ 1,700,000円 (6) 1,200万円を超える場合 2,300,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表 5 から算出	(1) 1,800,000円以下 収入金額×40%(最低控除額 650,000円) (2) 180万円を超え360万円以下 収入金額×30%+ 180,000円 (3) 360万円を超え660万円以下 収入金額×20%+ 540,000円 (4) 660万円を超え1,000万円以下 収入金額×10%+ 1,200,000円 (5) 1,000万円を超える場合 2,200,000円 (注)660万円未満の場合、所得税法別表 5 から算出
	専従者控除	(青色)	適正な給与の支給額	同 左
		(白色)	配偶者のみ860,000円 以外500,000円	同 左
所得控除	雑損		差引損失額－(総所得金額等の合計額×10%)=A 差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円=B A、Bのうちいずれか多いほうの金額	同 左
	医療費		医療費の額－補てん額－ 総所得金額等×5% か 10万円のいずれか 少ない金額 (限度額200万円)	○一般分 医療費の額－補てん額 －(総所得金額等×5% か 10万円 の いずれか少ない金額) (限度額200万円) ○セルフメディケーション分 医薬品購入費－補てん額－12,000円 (限度額88,000円) ※一般分と選択適用
	社会保険料		支払った保険料の額	同 左
	小規模企業共済等掛金		支払った掛金の額	同 左
	生命保険料		一般生命、個人年金及び介護医療各保険料 (1) 12,000円以下： 全額 (2) 12,000円を超え、32,000円以下： 支払保険料×1/2 + 6,000円 (3) 32,000円を超え、56,000円以下： 支払保険料×1/4 + 14,000円 (4) 56,000円超： 28,000円 各合計上限額 70,000円 ※H23. 12. 31までの契約締結分は従来どおり	同 左
	地震（損害）保険料		損害保険料控除から地震保険料控除に変更 25,000円限度 (H18. 12. 31までの契約締結分 長期10,000円限度、地震+長期25,000円限度)	同 左
	寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生		一般寡婦・寡夫・勤労学生 260,000円 特別寡婦 300,000円	同 左
	障害者		普通障害者 260,000円 特別障害者 300,000円 同居特別障害者 530,000円	同 左
	配偶者		330,000円 老人配偶者 380,000円 配偶者特別控除 330,000円(最高)	同 左
	扶養		330,000円 特定扶養親族 450,000円 老人扶養親族 380,000円 同居老親等 450,000円	同 左
	基礎		330,000円	同 左
	障害者・未成年者・寡婦(夫)ひとり親の非課税の範囲		合計所得金額125万円以下	同 左
参考	非課税限度額	均等割 (法 295条第3項)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+210,000円	同 左
		所得割 (法附則第3条の3)	350,000円×人数 ただし、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合 350,000円×人数+320,000円	同 左
	寄附金(税額控除)		ふるさと納税の特例控除額の上限が所得割額の 1割から 2割に引上げ ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	同 左

5 令和4年度県下40市の市税決算状況 (市町村決算カードにより)

市名	区分	人口(推計人口) 05.01.01 (A) 人	面積 Km ²	普 通 会 計		
				歳入決算額 千円	歳出決算額 千円	歳入歳出差引額 千円
1	さいたま市	1,339,333	217.43	666,656,729	657,348,945	9,307,784
2	川越市	353,183	109.13	130,378,426	121,558,311	8,820,115
3	熊谷市	193,132	159.82	77,291,761	71,316,890	5,974,871
4	川口市	604,715	61.95	244,212,253	234,444,172	9,768,081
5	行田市	78,741	67.49	32,304,803	29,405,151	2,899,652
6	秩父市	59,244	577.83	34,459,654	31,906,181	2,553,473
7	所沢市	344,070	72.11	128,036,480	116,895,054	11,141,426
8	飯能市	78,445	193.05	34,306,807	32,086,337	2,220,470
9	加須市	112,179	133.30	48,363,156	42,630,407	5,732,749
10	本庄市	77,526	89.69	34,266,860	31,405,620	2,861,240
11	東松山市	90,651	65.35	36,312,967	33,999,469	2,313,498
12	春日部市	231,726	66.00	90,028,276	85,699,016	4,329,260
13	狭山市	149,360	48.99	53,754,911	51,116,900	2,638,011
14	羽生市	53,951	58.64	23,112,352	21,212,954	1,899,398
15	鴻巣市	117,798	67.44	44,317,128	41,711,443	2,605,685
16	深谷市	141,681	138.37	64,462,977	60,012,625	4,450,352
17	上尾市	230,229	45.51	78,125,001	74,671,847	3,453,154
18	草加市	250,966	27.46	102,479,568	94,941,211	7,538,357
19	越谷市	343,866	60.24	133,555,579	123,562,586	9,992,993
20	蕨市	75,282	5.11	33,581,676	30,891,881	2,689,795
21	戸田市	141,887	18.19	66,262,191	61,276,144	4,986,047
22	入間市	145,718	44.69	48,874,528	47,195,861	1,678,667
23	朝霞市	144,062	18.34	53,822,918	50,993,751	2,829,167
24	志木市	76,416	9.05	33,044,414	31,080,254	1,964,160
25	和光市	83,962	11.04	35,236,546	32,224,362	3,012,184
26	新座市	165,730	22.78	65,352,883	62,950,815	2,402,068
27	桶川市	74,680	25.35	27,052,995	26,288,449	764,546
28	久喜市	150,987	82.41	55,247,022	52,809,303	2,437,719
29	北本市	65,751	19.82	25,614,985	24,089,888	1,525,097
30	八潮市	92,365	18.02	43,308,117	39,812,849	3,495,268
31	富士見市	112,839	19.77	41,708,606	40,601,329	1,107,277
32	三郷市	142,410	30.13	64,049,897	59,784,844	4,265,053
33	蓮田市	61,211	27.28	24,076,725	21,531,788	2,544,937
34	坂戸市	99,763	41.02	37,232,026	34,821,539	2,410,487
35	幸手市	49,404	33.93	20,012,474	18,336,490	1,675,984
36	鶴ヶ島市	70,190	17.65	26,531,040	24,737,625	1,793,415
37	日高市	54,615	47.48	23,467,323	21,679,372	1,787,951
38	吉川市	73,001	31.66	27,113,799	25,832,983	1,280,816
39	ふじみ野市	114,156	14.64	46,412,252	43,426,206	2,986,046
40	白岡市	52,748	24.92	18,974,311	17,526,894	1,447,417
市 計		6,897,973	2,823.08	2,873,402,416	2,723,817,746	149,584,670

基準財政需要額 千円	基準財政収入額 千円	財政力指数 R2～R4	普通地方交付税 千円	市税決算額 (B) 千円	市民一人当り 市税負担額 (B)／(A) 円
253,364,928	243,592,271	0.96	9,772,657	282,234,146	210,727
52,535,834	49,748,279	0.95	2,735,950	58,902,490	166,776
32,412,303	27,017,733	0.85	5,381,387	30,731,775	159,123
88,567,134	82,905,957	0.94	5,661,177	100,945,458	166,931
14,769,493	9,722,823	0.68	5,046,670	10,567,331	134,204
14,999,023	8,191,402	0.56	6,803,415	9,038,853	152,570
48,880,451	46,108,595	0.95	2,771,856	54,972,793	159,772
15,313,722	10,727,515	0.73	4,572,208	12,348,593	157,417
21,224,062	15,473,628	0.73	5,750,434	16,707,220	148,934
14,576,668	10,607,006	0.73	3,969,662	11,894,196	153,422
15,276,074	12,290,490	0.83	2,989,553	13,685,876	150,973
37,220,723	26,687,171	0.73	10,533,552	29,457,851	127,124
23,016,241	19,666,761	0.87	3,337,929	21,783,238	145,844
9,492,383	7,292,356	0.78	2,200,027	8,046,630	149,147
21,047,215	13,819,445	0.67	7,219,816	15,192,185	128,968
25,857,098	18,380,948	0.73	7,476,948	19,692,432	138,991
32,699,039	28,237,839	0.88	4,461,200	32,471,671	141,041
36,607,568	32,905,761	0.90	3,701,807	38,680,476	154,126
50,729,250	44,731,127	0.89	5,998,123	51,041,764	148,435
12,300,209	10,198,021	0.85	2,110,009	12,231,585	162,477
20,085,340	24,381,950	1.20	0	30,051,604	211,800
21,648,723	18,862,992	0.89	2,785,731	21,539,968	147,820
20,991,907	20,211,819	0.97	775,909	24,120,948	167,434
12,263,990	9,889,953	0.82	2,374,037	11,426,833	149,535
12,548,939	13,267,857	1.04	0	16,432,591	195,715
25,125,272	22,085,927	0.89	3,014,457	25,611,133	154,535
12,378,694	9,258,908	0.76	3,119,786	10,608,657	142,055
25,671,362	20,859,204	0.83	4,783,452	23,325,901	154,489
10,923,660	8,085,226	0.75	2,838,434	8,965,055	136,349
14,603,249	14,796,870	1.00	0	18,012,967	195,019
17,591,437	13,885,467	0.80	3,703,796	16,203,430	143,598
22,425,729	20,407,589	0.92	2,023,112	23,527,503	165,210
10,874,926	7,834,980	0.73	3,039,946	8,518,907	139,173
16,017,893	12,523,336	0.80	3,494,557	14,141,435	141,750
9,003,474	6,167,191	0.70	2,847,699	6,709,678	135,812
11,156,628	8,990,178	0.83	2,166,450	10,286,015	146,545
9,384,707	7,566,619	0.83	1,848,815	8,399,510	153,795
11,527,697	9,155,762	0.82	2,371,935	10,162,459	139,210
19,237,986	14,686,229	0.77	4,531,280	17,471,363	153,048
8,684,074	6,788,573	0.81	1,860,424	7,390,356	140,107
1,133,035,105	988,011,758	0.83	150,074,200	1,143,532,876	165,778

区分 市名		市民税			固定資産税
		個人	法人		
		千円	千円	千円	千円
1	さいたま市	157,382,832	139,265,429	18,117,403	90,523,029
2	川越市	26,506,739	22,436,123	4,070,616	23,363,195
3	熊谷市	13,865,236	11,297,179	2,568,057	13,042,876
4	川口市	46,370,126	42,076,655	4,293,471	38,935,732
5	行田市	4,759,373	4,168,692	590,681	4,345,401
6	秩父市	3,351,271	2,854,346	496,925	4,677,796
7	所沢市	26,223,259	23,402,689	2,820,570	21,290,862
8	飯能市	5,085,642	4,494,590	591,052	5,700,286
9	加須市	6,738,531	5,734,599	1,003,932	8,213,182
10	本庄市	4,992,109	4,204,486	787,623	5,262,154
11	東松山市	5,969,483	5,003,753	965,730	6,108,666
12	春日部市	14,472,190	12,843,174	1,629,016	11,549,929
13	狭山市	9,827,667	8,564,635	1,263,032	9,542,167
14	羽生市	3,207,532	2,756,518	451,014	3,871,273
15	鴻巣市	7,481,676	6,715,837	765,839	6,106,519
16	深谷市	8,842,110	7,627,084	1,215,026	8,755,208
17	上尾市	15,803,670	14,238,137	1,565,533	12,525,060
18	草加市	19,096,607	16,438,100	2,658,507	14,620,404
19	越谷市	25,519,540	22,521,170	2,998,370	19,230,320
20	蕨市	5,910,700	5,360,000	550,700	4,585,823
21	戸田市	13,577,684	10,988,598	2,589,086	13,313,928
22	入間市	9,617,844	8,510,221	1,107,623	9,285,587
23	朝霞市	12,055,846	11,209,494	846,352	9,634,392
24	志木市	5,964,140	5,560,654	403,486	4,356,935
25	和光市	7,680,548	7,250,529	430,019	6,753,321
26	新座市	11,999,410	10,735,389	1,264,021	10,784,636
27	桶川市	4,899,702	4,449,516	450,186	4,360,794
28	久喜市	10,100,145	8,768,498	1,331,647	10,769,395
29	北本市	4,225,191	3,809,347	415,844	3,745,517
30	八潮市	7,432,023	6,271,834	1,160,189	8,161,175
31	富士見市	8,091,750	7,514,314	577,436	6,039,250
32	三郷市	10,705,858	9,471,635	1,234,223	10,182,716
33	蓮田市	4,238,262	3,745,115	493,147	3,551,842
34	坂戸市	6,363,206	5,638,295	724,911	6,217,676
35	幸手市	2,856,675	2,480,071	376,604	3,008,730
36	鶴ヶ島市	4,764,632	4,311,573	453,059	4,299,354
37	日高市	3,356,914	2,904,538	452,376	4,137,074
38	吉川市	4,894,839	4,505,916	388,923	4,107,161
39	ふじみ野市	8,400,243	7,574,336	825,907	7,034,044
40	白岡市	3,658,160	3,281,558	376,602	3,155,619
	市 計	556,289,365	490,984,627	65,304,738	445,149,028

軽自動車税	市たばこ税	鉱産税	特別土地保有税	入湯税	事業所税	都市計画税
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,694,605	8,278,553	0	0	4,214	4,871,302	19,479,611
722,546	2,240,189	0	0	646	1,810,196	4,258,979
592,027	1,408,231	0	0	0	0	1,823,405
749,429	4,418,848	0	0	0	1,401,782	9,069,541
261,534	589,826	0	0	2,945	0	608,252
260,222	415,736	4,779	0	13,622	0	315,427
556,917	2,090,368	0	0	0	814,031	3,997,356
235,826	479,338	1,210	0	1,762	0	844,529
381,947	832,192	0	0	0	0	541,368
275,813	653,522	0	0	0	0	710,598
273,306	691,718	0	0	0	0	642,703
465,135	1,583,394	0	0	1,289	0	1,385,914
338,662	1,041,075	0	0	0	0	1,033,667
181,379	414,995	0	0	14,576	0	356,875
288,609	586,919	0	0	0	0	728,462
489,070	1,060,986	0	0	4,151	0	540,907
416,786	1,376,810	0	0	0	0	2,349,345
313,706	1,935,589	0	0	0	0	2,714,170
514,101	2,498,666	0	0	0	796,633	2,482,504
56,464	581,199	0	0	0	0	1,097,399
139,593	1,146,326	0	0	0	0	1,874,073
350,024	936,029	3	0	0	0	1,350,481
166,143	898,690	0	0	0	0	1,365,877
94,986	347,323	0	0	0	0	663,449
76,441	509,095	0	0	0	0	1,413,186
235,187	1,107,296	0	0	0	0	1,484,604
176,294	411,252	0	0	0	0	760,615
376,137	1,065,476	0	0	732	0	1,014,016
155,502	432,847	0	0	2,609	0	403,389
156,733	889,417	0	0	0	0	1,373,619
161,294	827,731	0	0	0	0	1,083,405
241,817	1,439,129	0	0	0	0	957,983
138,200	406,009	0	0	0	0	184,594
251,542	600,414	0	0	0	0	708,597
137,974	372,520	0	0	0	0	333,779
157,235	514,664	0	0	0	0	550,130
181,084	395,918	0	0	0	0	328,520
144,632	518,842	0	0	0	0	496,985
170,541	624,463	0	0	0	0	1,242,072
114,401	288,208	0	0	0	0	173,968
12,693,844	46,909,803	5,992	0	46,546	9,693,944	72,744,354

市 税 概 要（令和6年度版）

発行 川 口 市 役 所

編集 理 財 部 税 制 課

印刷 総 務 部 行 政 管 理 課

〒332-8601 川口市青木2－1－1

電 話 048(258)1110（代表）

令 和 6 年 1 0 月 発 行
